

老人福祉法及び社会福祉法に基づく養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に関する県民意見の募集要領

1 募集の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」の制定に伴い老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の一部が改正されました。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）」の制定に伴い社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正されました。

これらの改正により、これまで国が定めていた「養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 19 号）」等について、地方公共団体が地域の実情に合わせて基準を条例で定めることになったため、県において条例を制定するに当たり、県民意見の募集を行います。

2 法改正により制定する条例

- (1) 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- (2) 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）
- (3) 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）

3 条例の適用範囲

中核市（郡山市及びいわき市）を除く県内

4 募集期間

平成 24 年 8 月 10 日（金）から平成 24 年 9 月 10 日（月）まで（必着）

5 応募資格

福島県内に住所がある個人及び団体並びに福島県内の学校・事業所等に通学通勤している方

6 意見の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

別紙「県民意見提出書」〈様式：Word〉の形式により、持参、郵送、ファックス又は電子メールの方法で提出してください。

※ 1 電話や匿名での御意見は受け付けできませんので御注意願います。

※ 2 電子メールによる場合は、件名を「福島県〇〇ホームの設備及び運営の基準

を定める条例制定に関する意見」としてください。

※3 様式を使用しない場合は、氏名（団体の場合は名称）、住所（又は所在地）、電話番号、意見書を提出する条例名、御意見を御記入ください。

(1) 提出先及び問い合わせ先

問 い 合 わ せ 先 福島県保健福祉部高齢福祉課
電話番号 024-521-7164

持 参 の 場 合 県庁西庁舎 7 階 高齢福祉課（施設福祉担当）

郵 送 の 場 合 〒960-8670（住所の記載は不要です）

ファックスの場合 024-521-7985

電子メールの場合 koureifukushi@pref.fukushima.lg.jp

7 意見の取扱い

- (1) 提出いただいた御意見については、各条例の制定に当たって、参考とさせていただきます。
- (2) 提出いただいた御意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、御意見に対する県の考え方とあわせて、県のホームページにより公表いたします。
- (3) 提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

8 その他

条例制定案の概要は、次の機関でも閲覧又は入手できます。

- (1) 福島県保健福祉部高齢福祉課（県庁西庁舎 7 階）
 - (2) 県政情報センター（県庁西庁舎 1 階）及び各地方振興局（県北を除く。）の県政情報コーナー
 - (3) 福島県各保健福祉事務所
- また、資料の郵送を希望される場合は、住所氏名を記載し、240円の切手を貼った定形外封筒（角2型）を同封し、問い合わせ先まで御請求ください。

※添付資料

(1) 資料等

- 資料1 「福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）について」
- 資料2 「福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）について」
- 資料3 「福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）」

について」

別紙 「県民意見提出用紙」

(2) 参考資料

参考資料 1 「条例化に際しての法令上の制約（基準の三類型）について」

参考資料 2 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 19 号）」

参考資料 3 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）」

参考資料 4 「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年 5 月 9 日厚生労働省令第 107 号）」